

平成 26 年 12 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号  
 平和不動産リート投資法人  
 代表者名 執行役員 東原 正明  
 (コード番号：8966)

資産運用会社名  
 平和不動産アセットマネジメント株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 市川 隆也  
 問合せ先 企画財務部長 伊藤 真也  
 TEL. 03-3669-8771

資産運用会社の内部規則である「運用ガイドライン」の変更に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、平成 26 年 12 月 1 日付で、資産運用会社の内部規則である「平和不動産リート投資法人運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」といいます。）を変更することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

利害関係者との取引制限に係るガバナンスについて、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）の改正に合わせた変更、並びに資産運用業務の機動性を高めるための変更を行いました。

2. 変更の内容

主な変更箇所は以下の通りです。（変更箇所は下線の部分です。）

変更後	変更前
<p><b>XI. ガバナンス</b>                      (現行通り)</p> <p>4. 利害関係者との取引制限                      (現行通り)</p> <p>(2) 利害関係者との取引制限                      (現行通り)</p> <p><u>利害関係者との取引のうち以下の取引については、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人役員会の事前同意を得なければならない。</u></p> <p><u>・不動産等の取得又は売却において、当該取得価額又は売却価額が、本投資法人の直近の営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の 10%以上であると</u></p>	<p><b>XI. ガバナンス</b>                      (記載省略)</p> <p>4. 利害関係者との取引制限                      (記載省略)</p> <p>(2) 利害関係者との取引制限                      (記載省略)</p>

<p><u>見込まれる場合</u></p> <p><u>なお、同一の利害関係者との間で同時期に複数取引を行う場合は、取得価額又は売却価額を合算した上で該当性を判断するものとする。</u></p> <p><u>・不動産等の貸借において、当該貸借予定日が属する本投資法人の営業期間の開始日から3年以内に開始する各特定営業期間（連続する2営業期間）において、当該貸借による本投資法人の営業収益の増加額が、本投資法人の直近2営業期間の営業収益の合計額の10%以上であると見込まれる場合</u></p> <p>ただし、利害関係者取引であっても、①本投資法人に関する運用資産の運用管理又は取得・売却に係る一処理案件当たり <u>500万円未満の費用の支出、及び②利害関係者に対する修繕に係る一発注案件当たり500万円未満の支出については、</u>審議・決議対象から除外した上で、決算期毎に纏めて速やかに投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会および本投資法人役員会へ報告するものとする。</p>	<p>ただし、利害関係者取引であっても、①本投資法人に関する運用資産の運用管理又は取得・売却に係る一処理案件当たり <u>200万円未満の費用の支出については</u> <u>審議・決議対象から除外するものとし、②利害関係者に対する修繕に係る一発注案件当たり200万円未満の支出については</u> 審議・決議対象から除外した上で、決算期毎に纏めて速やかに投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会および本投資法人役員会へ報告するものとする。</p>
---	--

### 3. 今後の見通し

運用ガイドラインの変更による本投資法人の運用状況への影響はありません。

以 上

- \* 資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- \* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.heiwa-re.co.jp/>